

## (8) 児童福祉施設における安全計画の策定等について

### 1 安全計画の策定等の義務化

安全計画とは児童福祉施設などにおいて児童の安全を確保するための取り組みを実施するための計画です。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において保育所等については令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を策定することが義務付けられました。

上記の改正を受けて、茨城県では児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く）について、条例で安全計画の策定を義務化しています。（注1）

年度が始まる前に児童の安全を確保するための取組をいつ行うか整理し、年間のスケジュールを策定する必要があります。

- ・施設の設備の安全点検
- ・施設内や散歩・バス送迎時などの施設外活動も含む安全確保に関する指導（職員、児童）
- ・研修、訓練（シュミレーション）の計画

※掲載の様式は一例です。地域性や施設等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策を否定するものではありません。

安全計画については職員及び保護者等へ周知し、策定しただけではなく実際に一連の対応を職員、保護者、児童と共に行うことが重要です。また、実施していく中で問題点・改善点等を洗い出し、定期的に見直しを行うことが必要です。

※幼稚園や認定こども園は学校保健安全法の準用により既に安全計画（学校安全計画）の策定が義務付けられています。

### 2 児童の安全を確保する取り組みについて

#### ア 安全点検

- ・備品、遊具や防火設備等の状況を定期的に文書（チェックシート等）として記録し異常がないか点検（必要に応じて改善）
- ・施設外の散歩コースや公園の遊具の確認、緊急時の避難経路等も対象
- ・通常保育時からリスクが高い場面（午睡、食事、水遊び、園外活動、バス送迎）、災害等の緊急的対応時とそれぞれの場面に応じた役割分担、体制の構築  
→重大事故防止マニュアル、災害時マニュアル等の策定（可視化）・共有

#### イ 児童・保護者への安全指導等

- ・児童への指導は発達や能力に応じた方法で子ども自身が安全や危険を認識させること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるように努める（交通安全や非常時の対応）
- ・保護者自身が安全ルールやマナーを遵守すること、子どもが家庭内で安全を学ぶ機会を設けるよう依頼

#### ウ 実践的な訓練や研修の実施

非常時に備えて研修・訓練を実施し、その結果については参加できなかった職員を含め、施設内で情報共有すること。

- ・避難訓練は地震・火災だけでなく地域特性（津波、土砂災害、河川、軟弱地盤等）に応じた様々な災害を想定して実施

※避難及び消火訓練は必ず月に1回以上行動を伴うものを行うこと

- ・避難訓練以外の訓練としては不審者侵入対応や 119 番通報など
- ・救急対応の実技講習は心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペンの使用等
- ・バス送迎を行っている場合には、職員間の役割分担を確認、児童の見落としがないようにすること

エ 再発防止の徹底

- ・ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析→必要な対策を行う
- ・事故が発生した場合の原因等の分析→再発防止策とともに点検箇所・マニュアルに反映、職員間で共有する

**3 安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項**

○リスクの高い場面：職員の注意事項や役割分担を明確化

緊急的対応時：緊急時を想定した役割分担の整理と見やすい場所への掲示、保護者への連絡手段・地域等の協力体制構築

※上記の対策の不足事項は速やかに対応し、マニュアルに反映する。

○園外活動時は常に児童の行動の把握に努め、見落としや見失うことがないように職員間の役割分担を確認

○バス送迎に関しては安全管理の徹底：降車時の点呼等による児童の所在確認、送迎用バスの安全装置の装備（令和5年4月から義務化）

(注1)

- ・児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日 条例第61号）

第7条の2 安全計画の策定等

第7条の3 自動車を運行する場合の所在の確認

安全計画策定一覧

施設種別	保育所	認可外保育施設	障害児通所／入所施設	児童養護施設等／児童館
義務化の時期	R5.4.1～	R5.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～